

一般財団法人岩手県建築住宅センター確認検査業務手数料規程

(平成30年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人岩手県建築住宅センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第34条の規定に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第15条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する建築物に関する確認の申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。ただし、特例とは建築基準法第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例をいう。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	特例有 8,000円
	特例無 13,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	特例有 14,000円
	特例無 19,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	特例有 21,000円
	特例無 26,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	特例有 27,000円
	特例無 33,000円
500㎡を超えるもの	48,000円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用がある場合には、第1項の手数料の額に5,000円を加算した額とする。

(昇降機及び工作物に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第15条第1項第4号に規定する昇降機に関する確認の申請手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 昇降機を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 1基につき、12,000円
- (2) 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 1基につき、6,000円

2 業務規程第15条第1項第5号に規定する工作物に関する確認の申請手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 11,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 6,000円

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第4条 業務規程第15条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する建築物に関する完了検査の申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	15,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	18,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	24,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	33,000円
500㎡を超えるもの	51,000円

2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算出し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算出する。

3 完了検査の結果、申請に係る工事の未完了等により、再検査等を行う場合の手数は、第8条の規定によるものとする。(次条において同じ。)

(昇降機及び工作物に関する完了検査の申請手数料)

第5条 業務規程第15条第1項第4号に規定する昇降機に関する完了検査の申請手数料の額は1基につき、18,000円とする。

2 業務規程第15条第1項第5号に規定する工作物に関する完了検査の申請手数料の額は、12,000円とする。

(確認済証等の記載事項証明に関する手数料)

第6条 業務規程第47条第1項に規定する記載事項証明に係る手数料は、証明書1通につき1,000円とする。

(再交付手数料)

第7条 センターが交付した確認済証又は検査済証を再交付する場合の手数は、1通につき5,000円とする。

(手数料の減免等)

第8条 第2条から前条までに規定する手数料の額は、理事長が必要と認めた場合は免除、減額又は割増できるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。